

身体拘束適正化のための指針

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 身体拘束廃止に関する理念

①身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであります。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

②身体的拘束に該当する具体的な行為

- ・徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

③目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様や介護・支援の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 法人、事業所・施設としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

①利用者の理解と基本的な介護・支援の向上により身体的拘束リスクを除きます。

利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

②責任ある立場の職員が率先して法人、事業所・施設全体の資質向上に努めます。

管理者・施設長・主任等が率先して施設内外の研修に参加するなど、全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。

③身体的拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います。

ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・支援について話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

当法人では虐待防止委員会と一体的に運営を行います。

(2) 委員会の構成員

統括者として施設長又は管理者を1名おき、そのほかは主任、リーダー、支援員など、各施設・事業所の実情にあわせて委員を選出します。

(3) 構成員の役割

- ・招集者 委員長 委員から選任された委員長が行います。
- ・記録者 各委員 委員会で都度決定して行います。

(4) 委員会の検討項目

- ①前回の振り返り
- ②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ④今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑤今回の議論のまとめ・共有

(5) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成・保管するほか、委員会の結果について、職員に回覧等を行い周知徹底します。

3 身体的拘束等適正化のための研修

介護・支援に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修(年2回、資料配布による周知を含む)の実施
- ②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③その他必要は教育・研修の実施

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- ・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ各事業所・施設で必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)

- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
 - ・拘束の時間帯及び時間
 - ・特記すべき心身の状況
 - ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)
- ※参考様式②「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」

5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、各事業所・施設で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

6 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、各事業所・施設で使用する規程集に綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように法人のホームページへ掲載します。

令和4年4月1日

社会福祉法人 共生の丘